

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について                      平成11年4月30日 厚生省発児第86号                      各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて                      厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号                      平成12年5月19日厚生省発児第91号                      平成12年11月22日厚生省発児第129号                      平成13年8月2日厚生省発児第314号                      平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号                      平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号                      平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号                      平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号                      平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号                      平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号                      平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号                      平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号                      平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号                      平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号                      平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号                      平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号                      平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号                      平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号                      平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号                      平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号                      平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号                      平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号                      平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号                      平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号                      平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号                      平成22年 月 日厚生労働省発雇児 第 号</p> <p>略</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について                      平成11年4月30日 厚生省発児第86号                      各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて                      厚生事務次官通知</p> <p>〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号                      平成12年5月19日厚生省発児第91号                      平成12年11月22日厚生省発児第129号                      平成13年8月2日厚生省発児第314号                      平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号                      平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号                      平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号                      平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号                      平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号                      平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号                      平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号                      平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号                      平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号                      平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号                      平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号                      平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号                      平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号                      平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号                      平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号                      平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号                      平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号                      平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号                      平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号                      平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号                      平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号</p> <p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。                      なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措</p>

改正後	現行
<p>(通則) この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>労働省令</sup>第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p>	<p>置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。 ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>(通則) この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>労働省令</sup>第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。 ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市</p>

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>18/100</u>」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第<u>1</u>の支給割合が<u>一級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「<u>15/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>二級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「<u>12/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>三級地</u>とされている地域及び<u>東久留米市</u>とする。 <u>(削除)</u></p> <p>(4) 「<u>10/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>及び附則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>四級地</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町</u>とする。 <u>(削除)</u></p> <p>(5) 「<u>8/100</u>」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。 <u>(削除)</u></p> <p>(6) 「<u>6/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>及び附則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>五級地</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。 <u>(削除)</u></p> <p>(7) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則別表第<u>1</u>及び附則別表第<u>1</u>の支給割合が<u>六級地</u>とされている地域及び<u>長岡京市</u>とする。</p> <p>(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。</p>	<p>の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「<u>17/100</u>」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）<u>附則別表</u>（以下「<u>附則別表</u>」という。）第<u>2</u>の支給割合が<u>17/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「<u>14/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「<u>12/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「<u>11/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>11/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(5) 「<u>10/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市</u>とする。</p> <p>(6) 「<u>9/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域及び<u>綾瀬市、座間市</u>とする。</p> <p>(7) 「<u>8/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び<u>大東市</u>とする。</p> <p>(8) 「<u>7/100</u>」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p>(9) 「<u>6/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p> <p>(10) 「<u>5/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>5/100</u>とされている地域及び<u>伊勢原市、神奈川県寒川町</u>とする。</p> <p>(11) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び<u>長岡京市、広島県府中町</u>とする。</p> <p>(12) 「その他」とは(1)から(11)以外に属する地域とする。</p>

改正後	現行
6 略	6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、
7 略	学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
8 略	7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
9 略	8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。
10 略	9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
11 略	10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
12 略	11 「児童自立生活援助事業所」とは、法第6条の2第1項による事業を行う住居をいう。（以下「自立援助ホーム」という。）
	12 「小規模住居型児童養育事業所」とは、法第6条の2第8項による事業を行う住居をいう。（以下「ファミリーホーム」という。）